

船橋市防災女性モニター選考委員会要綱

(設置)

第1条 防災女性モニターにおける公募で、応募用紙を受理した場合において、モニターの選考をさせるため防災女性モニター選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)市長公室長
- (2)危機管理監
- (3)危機管理課長
- (4)市長公室長の指名する者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、市長公室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市長公室危機管理課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。